

失業防止及救済に關する要求

(甲) 一應急策

- 一、既定官公營事業の擴張及び竣成時期繰上げ並に新事業の企劃
例へば、都市の地下高架鐵道、路面改造、港灣河川の修築等
- 二、開墾、植民の奨励
- 三、全国的に連絡統一ある地方中央職業紹介所の急設但し職業紹介所は委員制度に則り勞資雙方の代表者を以て組織す
- 四、民間に於ける營利的職業紹介所の監督を嚴にする事
- 五、失業者の無賃輸送
- 六、失業者の生活補助金交付
但、取得したる解雇手當の期間盡きて尙就職し能はざる場合に限る

(乙) 永久策

- 一、國際労働規約の一般原則に基き工場法を改正する事
- 二、労働保險法の制定

建議

經濟界の不況に伴ひ失業者頻出の傾向有之爲に我等労働者の不安正に其極に達し居申候之が防止及救済に關しては政府當局に於ても夫れ々準備有之候儀とは存居候へども而も此際急速に且つ徹底的に之を行ふにあらずんば産業界の混亂は延いて或は社會的危機を醸成せんも計り難く茲に別項労働者として要求事項を具申致候に付き何卒御詮議の上(甲)は之を急速實施せられ(乙)は之を一般事業主に御示達有之候やう御取計らひ願上度此段建議仕候也

大正九年七月

労働組合同盟會

- 紡織労働組合
- 汎明労働組合
- 啓友労働組合
- 工友労働組合
- 日本印刷工組合信友會
- 大進會
- 東京電氣及機械鐵工組合
- 工人労働組合
- 日本交通労働組合
- 正進會
- 東京鐵工組合
- 友愛會

可也向心ヲ集ム

殿

(乙)

一、雇傭條件

- 一、八時間労働制及び一週廿四時間休息制の即時實施
附帶事項一、鑛山、紡織、新聞、運輸(船舶、汽車、電車)の類)其他の特殊産業に於ては適宜の交代制によりて八時間制又は一週四十八時間制の精神を徹底せしむる事
- 二、八時間制實施の曉に於ても日用必需品價格著しく低下せざる限り日給額は現在より低下せざる事

二、十四歳以下の幼者使用禁止

三、男女同賃の原則を認むる事

四、鮮人は勿論、一般外人労働者の無差別待遇

(丙) 解雇條件

- 一、事情の如何を問はず、解雇者に對しては一ヶ月以前に豫告をなし尙解雇に際しては日給九十日分の解雇手當を支給する事
- 二、解雇する場合には少なくとも二ヶ月以前に於て解雇人員、職業、その期日等を地方紹介所に届けおくべき事以上

昭和九年七月